女川原子力	発電所第2号機 工事計画審査資料			
資料番号	02-変 2-他-F-04-0001 改 0			
提出年月日	2023年3月6日			

女川 2 号機 残留熱除去系主要弁の弁体修理工事に伴う 設計及び工事の計画の変更認可申請の扱いについて

2023年3月

東北電力株式会社

女川2号機 残留熱除去系主要弁の弁体修理工事 に伴う設計及び工事の計画の変更認可申請の扱いについて

1. 目的

2015 年に実施した安全維持点検において、残留熱除去系主要弁(E11-F004A, B(RHR LPCI注 入隔離弁))の分解点検時の弁のすり合わせ等の手入れに伴う弁体の下降(経年劣化)を確認した。

当該の弁体は、運開後長期使用の弁体となり、これまでの点検(点検周期 52M)により徐々に弁体の厚みが減少したものである。

以上を踏まえ、設備不具合ではないものの、今後運転に万全を期すために、弁体を新替するものである。

2. 概要

本工事は、弁体を同仕様のものに取替える。

なお、本工事に係る設工認記載事項は、添付資料の通りであり、材質変更を行わないことから、変更 後の記載としては、変更前に同じとなるものである。(添付資料 1~4 参照)。

(1) 材料—弁体 SCPH2

3. 工事の必要性

これまでの点検(点検周期 52M) により徐々に弁体の厚みが減少しており、今後の点検によりシート機能維持が困難になる恐れがあることから、経年劣化対策として早期に工事を実施し、弁体を取替える必要がある。

4. 設工認手続きについて

本工事は、既設の E11-F004A, B の弁体を同仕様のものと取替える工事であり、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」の別表第一下欄に係る工事(残留熱除去設備(原子炉冷却材圧力バウンダリに係るものに限る。)の弁の修理)に該当することから、「核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第43条の3の9第2項に基づき、設計及び工事の計画の変更認可申請を行うものである。

5. 設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理について

E11-F004A, Bの修理工事(同設計の弁体取替)が技術基準規則の条文に対して設計内容が変更とならないことを確認した。(添付資料 5)。

なお, E11-F004A, B は設計基準対象施設として申請するものであるため, 重大事故等対処設備に関する技術基準規則第49条以降については, 整理対象外とした。

6. 添付すべき資料の整理

本工事の設計及び工事の計画変更認可申請書に添付すべき書類は、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」の別表第二の上欄に記載される種類に応じて、下欄に記載される添付書類を添付する必要がある。

ただし、別表第二では「認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。」との規定があるため、添付書類の要否を検討した。検討結果を添付資料 6 に示す。

以 上

添付資料 1: E11-F004A, B の要目表(今回変更認可申請資料) 添付資料 2: E11-F004A, B の構造図(今回変更認可申請資料) 添付資料 3: 残留熱除去系の系統図(今回変更認可申請資料)

添付資料 4:機器の配置を明示した図面(今回変更認可申請資料)

添付資料 5:設計及び工事の計画の変更の認可申請における技術基準規則の整理結果

添付資料 6: 設計及び工事の計画の変更認可申請書において要求される添付書類及び本申請における添付 の要否の検討結果 K

						変 更 前			変 更 後	
名				称*1	E11-F004A, B, C*2			E11-F	004A, B	E11-F004C
腫			類	E-70		止め弁				
是	高 使	用 圧	力	MPa		8, 62*3				
支	高 使	用 温	度	C		302*3				
1:	呼	C	径	_*4		250A*5				
主要于	介 智	首 厚	3	mm		*3		変 史	なし	
去	弁ふ	た厚	ð	mm		*3		手続き対象		
	弁		箱	_		SCPH2				
1	弁	5	た			SCPH2			変更なし	
料	弁		体	_		SCPH2*3		変更前	に同じ	
X	動	方	法	-		電気作動				
1			数	-		3				
取	系 (ラ	統 イン 名	名)	_	*3 E11-F004A 残留熱除去系A系	E11-F004A E11-F004B E11-F004C		変更	変更なし	
寸 育	設	置	床	: L a	原子炉建屋					
听	区通		号	-				R-MB1F-1	R-MB1F-3	R-MB1F-3
	溢水防護上の配慮 が必要な高さ				床上0.00m以上	床上0.53m以上	床上0.53m以上			

注記*1 :記載の適正化を行う。既丁事計画書には「名称又は弁番号」と記載。

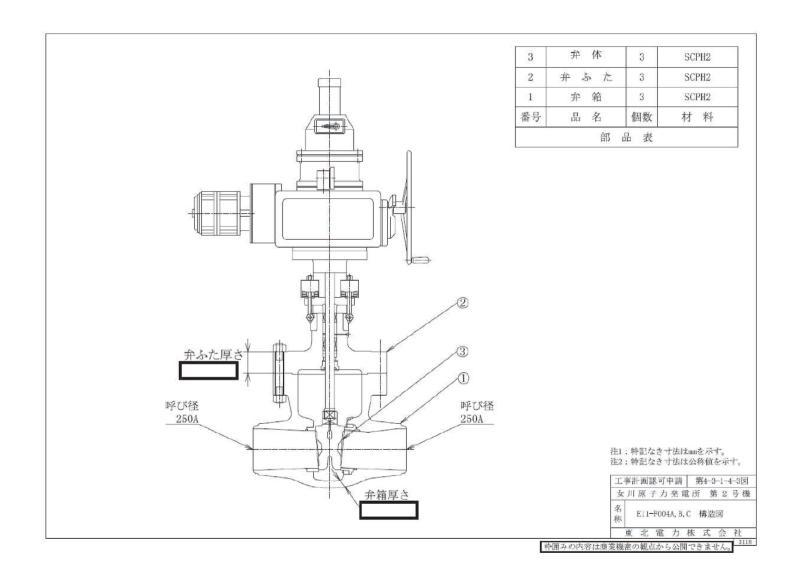
*2:記載の適正化を行う。既工事計画書には「F004A, B, C」と記載。記載内容は、設計図書による。

*3:既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。

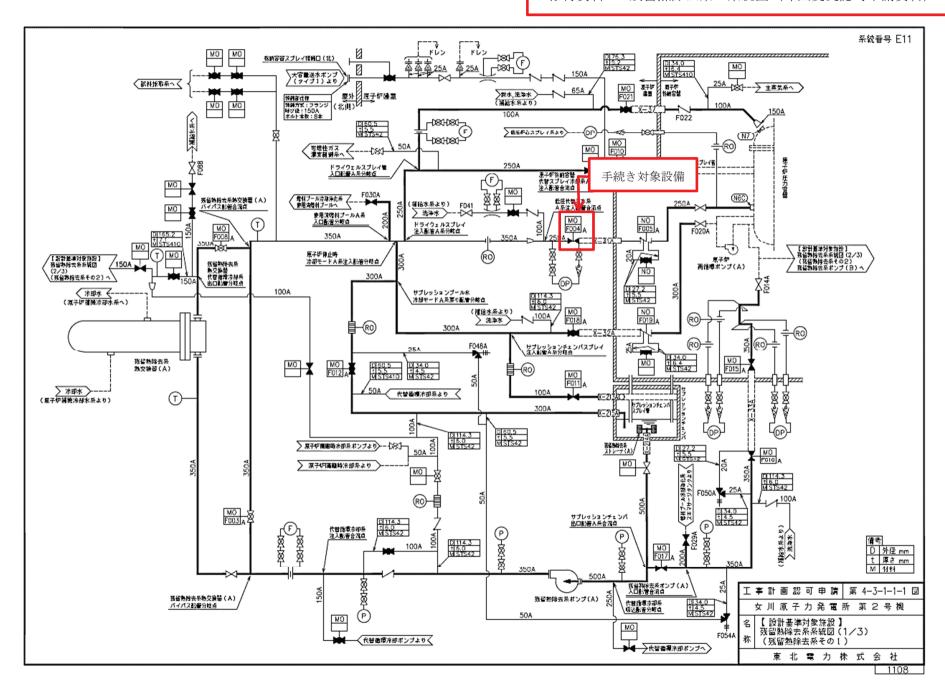
*4:記載の適正化を行う。既工事計画書には「(呼び径 A)」と記載。

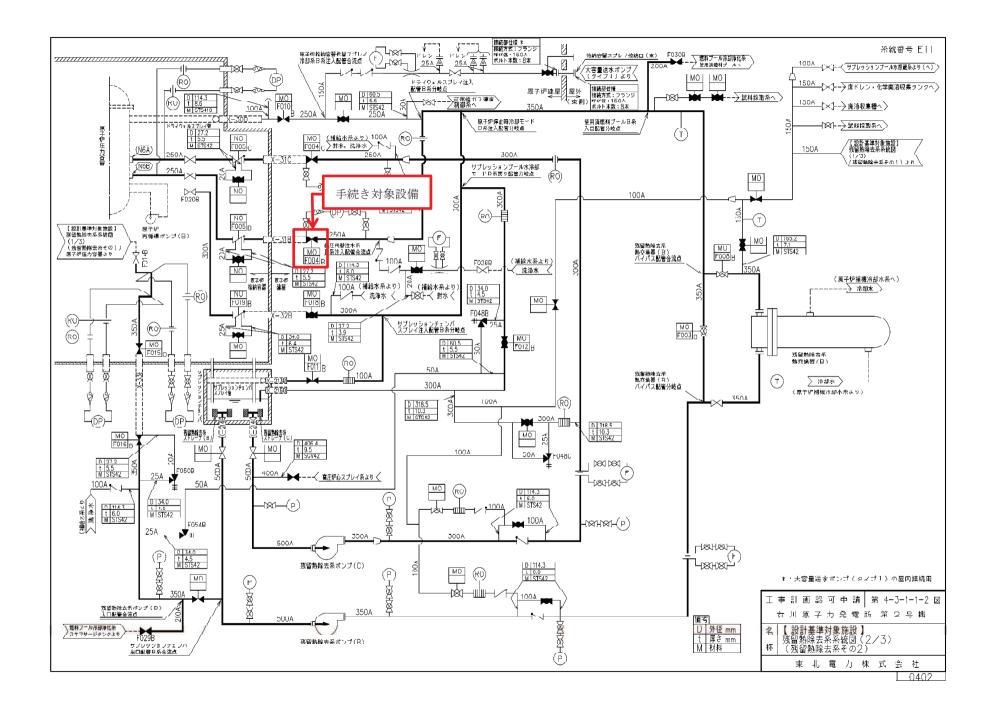
*5:記載の適正化を行う。既工事計画書には「250」と記載。記載内容は、設計図書による。

*6:記載の適正化を行う。既工事計画書には「原子炉格納容器外」と記載。記載内容は、設計図書による。



4





_

			工事件	名:残留熱除去系主要弁 弁体修理工事	
技術基準条文		当該設備に	当該工事における	当該工事における	適合性確認に必要な主な添付書類
		要求される条文	適合性確認条文	適合性確認要否の理由	
第4条	設計基準対象施設の地盤	0	×	変更前と同仕様の弁体へ取替えるものであることから、当該工事に伴う適合	_
		_		性確認は不要である。	
				当該設備は耐震Sクラスに該当することから、第5条に規定する耐震性を満	
第5条	地震による損傷の防止	0	0	足する必要がある。	VI-2-5-4-1-4 管の耐震性についての計算書 (残留熱除去系)
				当該工事に伴って弁体の取替を実施するが、同仕様の弁体へ取替ることか	
				ら第5条への適合性確認を実施している。	
第6条	津波による損傷の防止	×			
	外部からの衝撃による損傷の防				
第7条	 	×			
	<u></u>				
第8条	立ち入りの防止	×			
	発電用原子炉施設への人の不				
第9条	法な侵入等の防止	×			
	四の区へ会の別正				
//r 1 0 f7					
用10条	急傾斜地の崩壊の防止	×			
第11条	火災による損傷の防止	×			
第12条	発電用原子炉施設内における	×			
	溢水等による損傷の防止				
第13条	安全避難通路等	×			
55 d d 57	ウヘミル供			変更前と同仕様の弁体へ取替えるものであることから、当該工事に伴う適合	_
弗14余	安全設備	0	×	性確認は不要である。	
第15条	設計基準対象施設の機能	0		変更前と同仕様の弁体へ取替えるものであることから、当該工事に伴う適合	_
713 2 0 714	全交流動力電源喪失対策設			性確認は不要である。	
第16条	主父派到刀电 	×			
	<u>'VFB</u>				
				当該設備はクラス1弁に該当することから、第17条に規定する構造強度を	
第17 条	材料及び構造	0	0	満足する必要がある。	VI-3-3-3-1-4 弁の強度計算書 (残留熱除去系)
701/7				当該工事に伴って弁体の取替を実施するが、同仕様の弁体へ取替ることか	VI-3-3-3-3-1-5-2 管の応力計算書 (残留熱除去系)
				ら第17条への適合性確認を実施している。	
—	使用中の亀裂等による破壊の防			変更前と同仕様の弁体へ取替えるものであることから、当該工事に伴う適合	
第18条		0	×	性確認は不要である。	-
75 4 0 KZ				変更前と同仕様の弁体へ取替えるものであることから、当該工事に伴う適合	
	流体振動等による損傷防止	0		性確認は不要である。	-
第20条	安全弁等	×			
第21条	耐圧試験等	0	0	当該工事は弁体取替を実施するため、技術基準に基づく耐圧試験等を実	_
			Ŭ,	施し, 使用前事業者検査にて適合性確認を実施する。	
第22条	監視試験片	×			

技術基準条文		工事件名:残留熱除去系主要弁 弁体修理工事			
		当該設備に 当該工事における 当該工事における		当該工事における	適合性確認に必要な主な添付書類
		要求される条文	適合性確認条文	適合性確認要否の理由	
	第23条 炉心等				
第24条	熱遮蔽材	×			
第25条	一次冷却材	×			
第26条	燃料取扱設備及び燃料貯蔵設 備	×			
	原子炉冷却材圧力バウンダリ	0	×	変更前と同仕様の弁体へ取替えるものであることから, 当該工事に伴う適合性確認は不要である。	_
弗28余	原子炉冷却材圧カバウンダリの 隔離装置等	0	Y	変更前と同仕様の弁体へ取替えるものであることから, 当該工事に伴う適合性確認は不要である。	-
	一次冷却材処理装置	×			
	逆止め弁	×			
第31条	蒸気タービン	×			
第32条	非常用炉心冷却設備	0	0	当該設備は第32条において施設することが要求されている非常用炉心冷却 設備に該当するが,変更前と同仕様の弁体へ取替えるものであり,系統構 成等を変更するものでないことから,第32条への適合性へ影響を与えるもの ではない。	
第33条	循環設備等	0	0	当該設備は第33条において施設することが要求されている循環設備に該当するが、変更前と同仕様の弁体へ取替えるものであり、系統構成等を変更するものでないことから、第33条への適合性へ影響を与えるものではない。	_
第34条	計測装置	×			
	安全保護装置	×			
第36条	反応度制御系統及び原子炉停 止系統	×			
第37条	制御材駆動装置	×			
	原子炉制御室等	×			
	廃棄物処理設備等	×			
	廃棄物貯蔵設備等	×			
	放射性物質による汚染の防止	×			
	生体遮蔽等	×			
第43条	換気設備	×			
第44条	原子炉格納施設	×			
	保安電源設備	×			
	緊急時対策所	×			
	警報装置等	×			
第48条	準用	×			

設計及び工事の計画の変更認可申請書において要求される 添付書類及び本申請における添付の要否の検討結果

	実用発電用原子炉の設置,	添付の要否	
	運転等に関する規則	(○ • ×)	理由
	別表第二 添付書類		
各発	色電用原子炉施設に共通		
1	送電関係一覧図	×	E11-F004A,Bの修理工事により,送電関
			係一覧図に変更を生じないため不要。
2	急傾斜地崩壊危険区域内において行う	×	女川原子力発電所において, 急傾斜地崩
	制限工事に係る場合は、当該区域内の急		壊危険区域に指定された箇所はないた
	傾斜地(急傾斜地の崩壊による災害の防		め不要。
	止に関する法律第二条第一項に規定す		
	るものをいう。以下同じ。)の崩壊の防止		
	措置に関する説明書		
3	工場又は事業所の概要を明示した地形	×	E11-F004A,Bの修理工事により,工場又
	図		は事業所の概要を明示した地形図に変
			更を生じないため不要。
4	主要設備の配置の状況を明示した平面	×	主要設備の配置の状況を明示した平面
	図及び断面図		図及び断面図において,主要弁は明示し
			ていないため不要。
5	単線結線図(接地線(計器用変成器を除	×	E11-F004A,Bの修理工事により,単線結
	く。)については電線の種類,太さ及び接		線図に変更を生じないため不要。
	地の種類も併せて記載すること。)		
6	新技術の内容を十分に説明した書類	X	E11-F004A,Bの修理工事では,新技術の
			採用等を実施していないため不要。
7	発電用原子炉施設の熱精算図	X	E11-F004A,Bの修理工事により,発電用
			原子炉施設の熱精算図に変更を生じな
			いため不要。
8	熱出力計算書	×	E11-F004A,Bの修理工事により,熱出力
			計算書に変更を生じないため不要。
9	発電用原子炉の設置の許可との整合性	×	E11-F004A,Bの修理工事により,発電用
	に関する説明書		原子炉の設置の許可との整合性に変更
			を生じないため不要
10	排気中及び排水中の放射性物質の濃度	×	E11-F004A,Bの修理工事により,排気中
	に関する説明書		及び排水中の放射性物質の濃度に変更
			を生じないため不要。

	 実用発電用原子炉の設置,	添付の要否	
	運転等に関する規則	(○・×)	理由
	別表第二 添付書類		
各名			
11	人が常時勤務し、又は頻繁に出入する工	X	E11-F004A, B の修理工事により, 人が常
	場又は事業所内の場所における線量に		時勤務し又は頻繁に出入する工場又は
	関する説明書		事業所内の場所における線量に変更を
			生じないため不要。
12	発電用原子炉施設の自然現象等による	X	E11-F004A, B の修理工事により, 発電用
	損傷の防止に関する説明書		原子炉施設の自然現象等による損傷の
	MANUAL IN THE MANUAL INTERPRETATION OF THE PARTY OF THE P		防止に変更を生じないため不要。
13	放射性物質により汚染するおそれがあ	×	E11-F004A,Bの修理工事により、放射性
10	る管理区域(第二条第二項第四号に規定		物質により汚染するおそれがある管理
	する管理区域のうち、その場所における		区域並びにその地下に施設する排水路
	外部放射線に係る線量のみが同号の規		並びに当該排水路に施設する排水監視
	定に基づき告示する線量を超えるおそ		設備及び放射性物質を含む排水を安全
	れがある場所を除いた場所をいう。)並		に処理する設備の配置に変更を生じな
	びにその地下に施設する排水路並びに		いため不要。
	当該排水路に施設する排水監視設備及		
	び放射性物質を含む排水を安全に処理		
	する設備の配置の概要を明示した図面		
14	取水口及び放水口に関する説明書	×	E11-F004A,Bの修理工事により,取水口
			及び放水口に変更を生じないため不要。
15	設備別記載事項のうち,容量又は注入速	×	E11-F004A,Bの修理工事により,設定根
	度,最高使用圧力,最高使用温度,個数,		拠に関する説明書にて説明が必要な設
	再結合効率,加熱面積,伝熱面積,揚程又		備別記載事項に変更は無い。
	は吐出圧力,原動機の出力,外径,閉止時		
	間,漏えい率,制限流量,落下速度,駆動		
	速度及び挿入時間,効率,吹出圧力,慣性		
	定数,回転速度半減時間,慣性モーメン		
	ト,設定破裂圧力並びに設計温度の設定		
	根拠に関する説明書		
16	環境測定装置(放射線管理用計測装置に	×	E11-F004A,B は,環境測定装置(放射線
	係るものを除く。)の構造図及び取付箇		管理用計測装置に係るものを除く。)に
	所を明示した図面		該当する設備ではないため不要。

	実用発電用原子炉の設置,	添付の要否	
	運転等に関する規則	(○ • ×)	理由
	別表第二 添付書類		
各新	管電用原子炉施設に共通		
17	クラス 1 機器(技術基準規則第二条第二	×	E11-F004A,Bは,クラス1機器に該当す
	項第三十三号口に規定するクラス 1 機		る。
	器をいう。)及び炉心支持構造物の応力		E11-F004A,Bの修理工事により,同材質
	腐食割れ対策に関する説明書(クラス 1		(SCPH2) の弁体へ取替ることから、応
	機器にあっては,支持構造物を含めて記		力腐食割れ対策に変更を生じないため
	載すること。)		不要。
18	安全設備(技術基準規則第二条第二項第	×	E11-F004A,B は安全設備に該当する。
	九号に規定する安全設備をいう。)及び		E11-F004A,Bの修理工事により,使用さ
	重大事故等対処設備(設置許可基準規則		れる条件の下における健全性に変更を
	第二条第二項第十四号に規定する重大		生じないため不要。
	事故等対処設備をいう。)が使用される		
	条件の下における健全性に関する説明		
	書		
19	発電用原子炉施設の火災防護に関する	×	E11-F004A,Bの修理工事により,発電用
	説明書		原子炉施設の火災防護に変更を生じな
			いため不要。
20	発電用原子炉施設の溢水防護に関する	×	E11-F004A,Bの修理工事により,設置場
	説明書		所等に変更はなく, 溢水防護に変更を生
			じないため不要。
21	発電用原子炉施設の蒸気タービン,ポン	×	E11-F004A,Bの修理工事により,蒸気タ
	プ等の損壊に伴う飛散物による損傷防		ービン、ポンプ等の破壊に伴う飛散物に
	護に関する説明書		よる損傷防護に変更を生じないため不
			要。
22	通信連絡設備に関する説明書及び取付	×	E11-F004A,Bの修理工事により,通信連
	箇所を明示した図面		絡設備に変更は生じないため不要。
23	安全避難通路に関する説明書及び安全	×	E11-F004A,Bの修理工事により,安全避
	避難通路を明示した図面		難通路に変更は生じないため不要。
24	非常用照明に関する説明書及び取付箇	×	E11-F004A,Bの修理工事により,非常用
	所を明示した図面		照明に変更は生じないため不要。

	実用発電用原子炉の設置,	添付の要否	
	運転等に関する規則	$(\bigcirc \cdot \times)$	理由
	別表第二 添付書類		
原一	产炉冷却系統施設		
1	原子炉冷却系統施設に係る機器の配置	0	E11-F004A,Bの修理工事により,機器の
	を明示した図面及び系統図		配置及び系統図に変更はないが,申請対
			象を示すため添付する。
2	蒸気タービンの給水処理系統図	X	E11-F004A,B は蒸気タービンの給水処
			理系統に該当しないため不要。
3	耐震性に関する説明書(支持構造物を含	0	E11-F004A,Bの修理工事により,耐震性
	めて記載すること。)		への影響を確認する必要がるため添付
			する。
4	強度に関する説明書(支持構造物を含め	0	E11-F004A,Bの修理工事により,構造強
	て記載すること。)		度評価への影響を確認する必要がある
			ため添付する。
5	構造図	0	E11-F004A,Bの修理工事により,機器の
			構造に変更は無いものの,申請対象を明
			らかにするために添付する。
6	原子炉格納容器内の原子炉冷却材又は	×	E11-F004A,Bは,原子炉格納容器内の原
	一次冷却材の漏えいを監視する装置の		子炉冷却材又は一次冷却材の漏えいを
	構成に関する説明書、検出器の取付箇所		監視する装置に該当しないため不要。
	を明示した図面並びに計測範囲及び警		
	報動作範囲に関する説明書		
7	蒸気発生器及び蒸気タービンの基礎に	×	E11-F004A, B は, 蒸気タービンの基礎に
	関する説明書及びその基礎の状況を明		該当しないため不要。
	示した図面		
8	流体振動又は温度変動による損傷の防	×	E11-F004A,Bは,流体振動評価が必要な
	止に関する説明書		配管内円柱状構造物および高サイクル
			熱疲労の評価対象に該当しないため不
			要。
9	非常用炉心冷却設備その他原子炉注水	×	E11-F004A,B は非常用炉心冷却設備そ
	設備のポンプの有効吸込水頭に関する		の他原子炉注水設備のポンプに該当し
	説明書		ないため不要。
10	蒸気タービンの制御方法に関する説明	×	E11-F004A,B は蒸気タービンに該当し
	書		ないため不要。

	実用発電用原子炉の設置,	添付の要否	
	運転等に関する規則	(O • ×)	理由
	別表第二 添付書類		
原一	产炉冷却系統施設		
11	蒸気タービンの振動管理に関する説明	×	E11-F004A,B は蒸気タービンに該当し
	書		ないため不要。
12	蒸気タービンの冷却水の種類及び冷却	×	E11-F004A,B は蒸気タービンに該当し
	水として海水を使用しない場合は、可能		ないため不要。
	取水量を記載した書類		
13	安全弁及び逃がし弁の吹出量計算書(バ	×	E11-F004A, B は,安全弁に該当しないた
	ネ式のものに限る。)		め不要。
14	設計及び工事に係る品質マネジメント	0	E11-F004A,B の修理工事における設計
	システムに関する説明書		及び工事に係る品質管理の方法等を評
			価する必要があるため,説明書を添付す
			る。